

【 報告案件 】

番号	件名、提出理由及び主な内容等												
報第33号	<p>件名：債権の放棄の報告について（熊本市債権管理条例に基づく債権の放棄）</p> <p><提出理由> 熊本市債権管理条例（平成28年条例第12号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの。</p> <p><主な内容></p> <p>1 住宅改修資金に係る貸付金債権の放棄</p> <p>(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額</p> <table border="1" data-bbox="443 869 1428 1021"> <thead> <tr> <th>放棄の理由</th> <th>件数</th> <th>債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第14条第1項第5号の規定に該当するため</td> <td>1件</td> <td>1,637,967円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 放棄により利益を受けた者 住宅改修資金の貸付けを受けた者であって、これに係る償還金を完納していないもの</p> <p>(3) 放棄の時期 令和7年2月10日</p> <p>2 高齢者住宅整備資金に係る貸付金債権の放棄</p> <p>(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額</p> <table border="1" data-bbox="443 1361 1428 1514"> <thead> <tr> <th>放棄の理由</th> <th>件数</th> <th>債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第14条第1項第5号の規定に該当するため</td> <td>2件</td> <td>1,633,726円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 放棄により利益を受けた者 高齢者住宅整備資金の貸付けを受けたものであって、これに係る償還金を完納していないもの</p> <p>(3) 放棄の時期 令和7年2月27日</p>	放棄の理由	件数	債権額	条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	1件	1,637,967円	放棄の理由	件数	債権額	条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	2件	1,633,726円
放棄の理由	件数	債権額											
条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	1件	1,637,967円											
放棄の理由	件数	債権額											
条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	2件	1,633,726円											

3 福祉電話使用料に係る金銭債権の放棄

- (1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第3号の規定に該当するため	26件	20,010円

- (2) 放棄により利益を受けた者 福祉電話を使用していた者であって、これに係る使用料を完納していないもの

- (3) 放棄の時期 令和7年2月27日

4 児童扶養手当に係る返還金債権の放棄

- (1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第1号の規定に該当するため	1件	168,270円

- (2) 放棄により利益を受けた者 児童扶養手当の支給を受けた者であって、これに係る返還金を完納していないもの

- (3) 放棄の時期 令和7年2月12日

5 令和4年度（2022年度）熊本市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に係る返還金債権の放棄

- (1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第1号の規定に該当するため	1件	150,000円

- (2) 放棄により利益を受けた者 令和4年度（2022年度）熊本市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給を受けた者であって、これに係る返還金を完納していないもの

- (3) 放棄の時期 令和7年2月13日

6 母子父子寡婦福祉資金に係る貸付金等債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第1号の規定に該当するため	2件	1,390,934円

(2) 放棄により利益を受けた者 母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けた者であって、これに係る償還金等を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年3月4日

7 医療費債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第1号の規定に該当するため	1件	276,000円
条例第14条第1項第4号の規定に該当するため	1件	67,160円
条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	31件	3,227,384円

(2) 放棄により利益を受けた者 本市の病院事業による診療を受けた者であって、これに係る医療費を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年3月14日